

## ↳ 旅費、日当の取扱い

**Q** : 社員の出張旅費は、実費精算しなくても規定を作り、規定どおり支給すれば損金算入できるのですか？

**A** : 額が妥当であれば、損金算入できます。

### 【解説】

所得税では、次の旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみてその旅行について通常必要と認められるものは、課税しないこととされています。

- ① 勤務する場所を離れて職務を遂行するための旅行
- ② 転任に伴う転居のための旅行
- ③ 就職又は退職に伴う転居のための旅行
- ④ 死亡による退職をした者の遺族の転居のための費用

通常必要かどうかは、次の事項を勘案して判定されます。

- イ. その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか
- ロ. その支給額が、その支給をする使用者等と同業者、同規模の他の使用者が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか

つまり、その規定どおりに支給される旅費、日当が一般的なものであれば、個人では非課税、会社では損金算入されるということです。

